

# 第1回舞鶴市廃棄物減量等推進審議会

## 議事録

市民文化環境部環境対策室  
生活環境課

### <開催日時>

平成28年10月5日(水) 午後1時30分～午後3時35分

### <開催場所>

舞鶴市政記念館 ホール

### <議題>

- (1) 一般廃棄物(ごみ)処理状況について
- (2) 一般廃棄物(ごみ)排出量・処理量等の推移について
- (3) 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画について「概要」

午後 1 時 30 分 開会

○田中主幹 失礼いたします。定刻となりましたので、只今から「平成 28 年度第 1 回舞鶴市廃棄物減量等推進審議会」を開会いたします。

はじめに、委員の皆様への「委嘱状」を、市長から交付させていただきます。

なお、時間の都合もございますので、五十音順で作成しております別紙委員名簿の一番上に記載をされている方に代表で交付させていただきます。また、本日は、名簿一番上の青山公三様が、都合によりご欠席されておりますので、足立德仁様に代表として交付させていただきます。

その他の委員の方々におかれましては、お手元に委嘱状を置かせていただいておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは、足立様は前へお越してください。

(委嘱状交付)

○田中主幹 それでは、席へお戻りください。

続きまして、開会にあたり、多々見良三 舞鶴市長がご挨拶を申し上げます。

○多々見市長 皆様、こんにちは。台風が近づいてきており大変心配な中ではありますけれども、本日は審議会にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。

舞鶴市廃棄物減量等推進審議会の開会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、日頃から市政の様々な分野にわたり格別のご理解、お力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。また、このたび本審議会の委員をお願いいたしましたところ、快くお引き受けいただきまして、重ねてお礼申し上げます。

さて、20 世紀半ば以降、大量生産・大量消費・大量廃棄といったライフスタイルが続いておりまして、地球温暖化や天然資源の枯渇など地球規模の環境問題を招き、今日、これらは国際的に解決しなければならない人類共通の課題となっています。

そういったことを背景に、国では平成 5 年に「環境基本計画」を、また平成 12 年には「循環型社会形成推進基本法」を制定するなど、ごみの発生抑制をはじめとする 3R、リデュース・リユース・リサイクルの原則や適正処分、資源の循環利用の促進など、次世代に持続可能な循環型社会の形成に取り組んでおり、本市におきましても、平成 10 年に不燃ごみの中間処理施設として「リサイクルプラザ」を稼働させるなど、また

不燃ごみの分別を3分別から6種9分別に変更したほか、平成17年には指定袋制による可燃ごみの有料化を実施するなどしまして、ごみの減量化と資源化に取り組んでまいりました。

しかしながら、その後の少子高齢化やライフスタイルの多様化など社会構造の変化に対応するため、国においては、平成25年に小型家電リサイクル法の施行と第三次循環型社会形成推進基本法が策定されるなど、ごみ処理をめぐる法体系の整備が進められており、本市のごみ減量施策につきましても次なる取り組みが求められていると考えております。

本市では、昨年度、平成17年に策定いたしました舞鶴市一般廃棄物処理基本計画を見直しまして、持続可能な社会の実現に向けた新たな計画を策定したところであります。

そして、同計画に基づく新たなごみ減量化施策を実施していくうえにおきまして、市民の皆様方と事業者、そして行政が連携し一体となって取り組むことが大変重要である、ということでもありますので、本年度、改めましてこの審議会を設けさせていただいた次第であります。

委員の皆様には、大変ご多忙の中とは存じますが、より効果的なごみ減量施策の実現に向けまして、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

- 田中主幹      ありがとうございました。
- 続きまして、ここで本審議会委員にご就任いただきました皆様をご紹介させていただきます。名簿順で紹介をさせていただきます。
- ① 舞鶴青年会議所理事長 足立徳仁 様でございます。
- 足立委員      舞鶴青年会議所の足立と申します。
- 皆様と共にごみの事を考え、事業者として、また一人の父親として、共に勉強してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
- 田中主幹      ② 舞鶴市老人クラブ連合会会長 内海志伸 様でございます。
- 内海委員      老人クラブ代表の内海でございます。
- まだまだ何もわかっておりませんので、どうかご指導いただきますようお願いいたします。
- 田中主幹      ③ まいづる環境市民会議会長 尾上亮介 様でございます。
- 尾上委員      尾上でございます。よろしくお願いいたします。

- 田中主幹 ④ 倉梯・倉二・与保呂地域包括支援センター主任介護支援専門員 木谷絵美 様でございます。
- 木谷委員 介護支援専門員の木谷と申します。  
福祉の分野代表ということでこの度はお声がけいただいたと考えております。ごみについても勉強してまいりますので、よろしく願いいたします。
- 田中主幹 ⑤ 舞鶴自治連・区長連協議会顧問 品田正明 様でございます。
- 品田委員 ご紹介いただきました品田でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 田中主幹 ⑥ ふたばサイエンス代表の 田中小満 様でございます。
- 田中委員 初めまして、田中と申します。  
私はごみの現状を全く知りませんので、委員の期間中に廃棄物について、それから出来ればごみの減量についても学んでいきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。
- 田中主幹 ⑦ NPOまちづくりサポートクラブ副代表理事 谷口英子 様でございます。
- 谷口委員 まちづくりサポートクラブの谷口と申します。  
普段は真名井通りの中にあります西市民プラザの方で活動しております。どうぞよろしく願いいたします。
- 田中主幹 ⑧ 舞鶴商工会議所常務理事・事務局長 西山隆成 様でございます。
- 西山委員 西山でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 田中主幹 ⑨ 舞鶴YMCA国際福祉専門学校教務部長 藤原貴子 様でございます。
- 藤原委員 舞鶴YMCA国際福祉専門学校の藤原と申します。  
昨年4月から福祉と観光の人材の養成ということで、舞鶴の地に来ました。どうぞよろしく願いいたします。
- 田中主幹 ⑩ 京都府の地域力ビジネス事業京都ちーびず推進員の 森志乃ぶ

様でございます。

○森 委員 森と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○田中主幹 ⑪ 京都府立大学大学院生命環境科学研究科教授 山川肇 様でございます。

○山川委員 山川と申します。ごみの減量に関する研究をしております。  
どうぞよろしくお願ひいたします。

○田中主幹 本日、京都府立大学名誉教授・京都政策研究センター長 青山公三様につきましては、都合により、欠席されておられます。

本審議会は「舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則」第5条第2項におきまして、委員の過半数の出席が審議会の開催条件としております。本日、委員12名のうち11名の参加をいただき、出席者が過半数を超えておりますので、本日の審議会は成立しておりますことを、ご報告申し上げます。

なお、皆様方には大変申し訳ありませんが、市長は他の公務のため、ここで退席させていただきます。ご了承ください。

○多々見市長 引き続き皆様よろしくお願ひします。失礼いたします。

(市長退席)

○田中主幹 続きまして、本審議会に出席させていただいております、職員の紹介をさせていただきます。

○飯尾部長 失礼いたします。市民文化環境部長の飯尾でございます。

昨年度までは市民環境部という部でございます、市民生活に関する分野、それからごみをはじめとする環境に関する分野を担当しておりましたが、今年度4月から地域づくり支援にスポーツと、「文化」の分野が加わりまして、市民文化環境部となりました。

取扱う内容が幅広くなりまして、多くの場面で皆様にお世話になるかと思っておりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

○平野室長 失礼いたします。舞鶴市環境対策室長兼生活環境課長の平野でございます。

これから少し長い期間になると思っておりますけれども、皆様と共に考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○本合所長 一般廃棄物の焼却処分を取り扱っております舞鶴市清掃事務所の所長をしております本合でございます。よろしくお願いいたします。

○橋本所長 失礼いたします。舞鶴市リサイクルプラザの橋本と申します。  
リサイクルプラザは不燃ごみの処理に携わっておりまして、またリサイクル推進事業にも携わっている施設でございます。皆様のご協力をいただきながら、適正処理に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○田中主幹 以上、よろしくお願いいたします。  
次に、本日配布させていただいております、資料のご確認をお願いいたします。本日は、次第、委員名簿、配席図の他に、資料番号をつけておりますものが、資料 1～8 までございますので、全てお揃いかどうかをご確認ください。

この他、ごみ分別ルールブック、清掃事務所・リサイクルプラザ・一般廃棄物最終処分場の各パンフレット、一般廃棄物処理計画、第 2 期舞鶴市環境基本計画(改訂版)の 6 種類の冊子を封筒に入れてお配りしておりますので、あわせてご確認ください。

もし漏れなどございましたら、手をあげてお知らせください。

(配布資料確認、配布漏れなし)

○田中主幹 それでは、進めさせていただきます。  
本審議会は資料 1「舞鶴市における審議会等の会議の公開に関する要綱」および資料 3「舞鶴市廃棄物減量等推進審議会における傍聴要領」に基づき、会議を傍聴していただけるようになっております。また、会議録については原則公開となっております。

本日の議案につきましては、特に個人情報や利害が絡むものとは想定されませんので、今回の議事の審議は公開で進めたいと存じます。予めご承知いただきますようお願いいたします。

また、議事の進行は、本来でありましたら、審議会の会長にお願いするところではございますが、会長が選出されるまでの間は、生活環境課田中が務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入るまえに、これまでの廃棄物減量等推進審議会の経過を簡単にご説明させていただきます。お手元の資料 4 をご覧ください。

まず、審議会以前につきましては、舞鶴市では市民の皆様とごみ減量の方策を探ろうと、舞鶴市ごみ減量対策懇親会が設置され、懇話会で議論いただき、平成 6 年 1 月に「舞鶴市のごみの減量を図るための提言」

をいただいております。

その後、平成6年6月に「舞鶴市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を制定し、舞鶴市廃棄物減量等推進審議会を設置する規定を設け、第1回審議会は平成10年3月に開催しております。

また、それまで「金属類」「ガラス類」「プラスチック・陶磁器類」の3分別としていた不燃ごみの収集につきまして、リサイクルプラザの稼動に合わせ、不燃ごみの6種9分別収集を開始するとともに、不燃ごみの収集対象外となっておりました粗大ごみの戸別収集等を試行実施しております。

本市では、同年8月に粗大ごみの収集有料化について、審議会に諮問させていただき、以降現地視察や審議を経て、11月に「当面は収集運搬料のみ料金徴収すること」を内容とした答申をいただきました。なお、粗大ごみ戸別収集の有料化は平成11年5月から開始しております。

ここまで3回の審議会を経て、第4回目の審議会は平成11年9月に開催し、改めて舞鶴市のごみの現状を踏まえて、ごみの減量化・資源化を進めるにあたっての意見をお聞きし、審議いただくこととしました。

その後、先進地視察等を行い、平成13年に可燃ごみ、とりわけ紙ごみ・生ごみの減量化の徹底、排出者負担の公平化の推進を内容として、「一般廃棄物減量化等の進め方について」を審議会に諮問させていただき、第7回～第9回の審議会で更にごみの減量化・資源化について審議をいただき、翌14年1月に、「処理経費の一部有料化を検討すべき」「導入にあたっては、市民の意見や考え方を十分に踏まえ、市民の理解を求めること」を内容とした答申をいただきました。

その後、市では同年11月に「ごみ減量の市民アンケート」を実施し、翌15年1月にごみの有料化について「市の基本的な考え方(案)」をまとめしております。

審議会では第10回審議会以降、この「市の基本的な考え方(案)」についてご審議いただき、平成16年2月には「ごみの有料化は、ごみの減量・リサイクルに有効である」としたご意見をいただいております。

市では可燃ごみの指定袋制による有料化を決定し、自治会説明会などを経て、平成17年10月に有料化を実施しております。

今年度の審議会につきましては、前回から約12年経過しておりますが、この間の廃棄物を巡る動き、現状などを説明させていただき、更なるごみの減量等について審議いただきたいと考えております。

審議会の経過については、以上となります。

なお、お手元の資料4に一部訂正がございます。まず「第1回審議会」下の「平成10年5月不燃ごみ6種9分別収集実施、粗大ごみ個別収集の試行実施」の「個別」の「個」は「戸」でございます。家を数える際の「1戸」「2戸」の「戸」です。「戸別収集の試行」となります。

それから同じ段落の下部、「粗大ごみ個別収集の有料化実施」も「個別収集」の「個」が「戸」でございますので、ご訂正の程よろしく願います。

○田中主幹　それでは、次第5の「会長及び副会長の選任」に移らせていただきます。

会長及び副会長の選任につきましては、資料3「舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則」第4条第1項により「委員の皆様からの互選による」となっております。

会長の選任につきましては、委員の皆様から会長の推薦などご発議をお願いいたします。

○尾上委員　廃棄物の資源化やごみ減量化の専門家である山川委員にお願いしてはいかがでしょうか。

(異議なしの声)

○田中主幹　ただいま、「山川委員を会長に」とのご発議があり、皆様から「異議なし」の声をいただきました。他にございませんでしょうか。

無いようですので、各委員のご賛同により、山川委員が会長に選任されました。つづきまして、副会長の選任に参りたいと存じます。副会長の選任につきましては、委員のご発議をよろしく願います。

○西山委員　山川会長にお任せするというのでいかがでしょうか。

○田中主幹　会長一任のご発議がありましたが、会長に一任させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○田中主幹　それでは副会長の選任につきましては、会長からご指名をお願いいたします。

○山川会長　はい。ただ今会長にご指名いただきました山川です。副会長としましては、まずはこの地域の代表ともいえる自治連・区長連協議会の顧問である品田委員にお願いしたいと思います。もう1名は、これまで調査等京都府立大の方で実施された際、中心でもありました青山先生にお願いしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

○田中主幹　それでは、皆様からも「異議なし」の声をいただきましたので、山川会長よりご推薦いただきましたとおり、副会長には品田委員と、本日もご欠席されておりますが青山委員にお願いしたいと思っております。

なお、青山委員につきましては本日もご欠席されておりますので、青山委員には事務局から後日、副会長就任のご報告をさせていただきます。

それでは、会長、副会長からご就任の挨拶を一言ずつお願いしたいと思っております。申し訳ありませんが、会長、副会長は会長席、副会長席へお移りいただきますようお願いいたします。

(山川会長、品田副会長は席を移動)

○山川会長　それでは改めまして、皆様こんにちは。ただ今会長に選出いただきました山川です。

先程少し副会長の指名の際に申し上げましたけれども、一昨年より京都府立大学では、舞鶴市のごみの研究をしてきておりまして、その時に色々聞いたこと、また調査してわかってきたこともございますので、そういったことも踏まえながら、皆様と一緒によりよいごみ減量施策を考えていければと思っております。

この後少しご紹介もあると思っておりますが、有料化のあと暫くは、ごみは結構減ったんですけれども、そのあとあまり減っておらず、むしろ微増ぐらいという状況で、まずは発生抑制、3Rの中で重要な、ごみの量そのものを減らしていくということに取り組んでいくべきだなと思っております。

併せて、調査する中で分別についてもいくつか課題が見られましたし、また高齢化がだんだん進んでいく中で、今のシステムがそのまま続けられるかどうかというところでも、色んな疑問の声があがっておりました。

そういったようなことを、皆様と一緒に知恵を出し合いながら、考えていきたいと思っております。どうぞよろしくようお願いいたします。

○品田副会長　ただ今、山川会長にご指名いただき、副会長の役を仰せつかりました自治連・区長連協議会の品田と申します。

いち市民として、このごみの問題について色々勉強させていただき、考えていきたいと思っております。

これから委員の皆様、また会長の山川先生には色々とお世話になりますが、よろしくようお願いいたします。これでご挨拶とさせていただきます。

○田中主幹　それでは、会長が選任されましたので、以降の議事進行につきましては、山川会長よろしくお願いいたします。

○山川会長　はい。それでは早速ですけれども、議題の方に入らせていただきたいと思います。お手元の次第の6番、議題の1つ目です。「一般廃棄物（ごみ）の処理状況について」について、まず事務局よりご説明をお願いいたします。

○平野室長　失礼いたします、環境対策室長の平野でございます。

それではまず、本市のごみ処理の状況についてご説明させていただきます。

まず、ごみ処理の体制であります。可燃ごみは週2回、有料の指定ごみ袋に入れて排出いただいたものを、許可業者が回収しております。

次に不燃ごみにつきましては、6種9分別いただき、月1回、地域のステーションにて委託業者が回収しております。この際、地域の皆様には、分別指導のため立ち番をお願いしております。立ち番をお願いしている事により、分別の徹底が図られている半面、地域の皆さんにご負担をおかけしているということが課題であると承知しております。

次に、一辺の長さが50cmを超える粗大ごみにつきましては、ステーションでの回収対象外としておりまして、有料ではございますが、事前申し込みをいただいたうえで、月2回の戸別回収を実施しております。直接リサイクルプラザに持ち込んでいただくことも可能で、実際にはほとんどの方が、施設に直接搬入いただいているのが現状であります。

古紙につきましては、月1回、不燃ごみの収集ステーションに排出いただき、市と契約しております再生事業者が現地で引き取りをしております。また、携帯電話やノートパソコンなどの使用済小型家電と古紙につきましては、回収ボックスを市役所庁舎など、資料に記載しております公共施設に設置し、回収しております。

この他、PTAや自治会などの皆様に取り組んでいただいております。集団回収では、古紙や繊維類、アルミ缶、廃食用油などの回収をお世話になっており、市としましては、回収量により補助金をお支払いする支援制度を設けているところでございます。古紙は3円/kg、廃食用油は5円/lをお支払いしております。

次に、ごみ処理フローについてご説明します。

まず、ボランティアの皆さんに回収いただきました不燃ごみにつきましては、市の方で分別して水洗いなどの作業をした上で、リサイクルが可能なものはリサイクルプラザに搬入し、資源化を図っておりますけれども、一部市外で処理しておりますほか、多くは、最終処分場で埋め立

て処理しております。また、可燃物は清掃工場にて焼却しております。

次に、可燃ごみにつきましては、清掃工場で焼却処理の上、焼却灰につきましては最終処分場に埋め立てております。焼却により、ごみ量は約10分の1に縮減されます。

次に、古紙につきましては、先ほどご説明しました回収ボックスの他に、清掃事務所にも回収ゲージを設けておりまして古紙の回収をしております。双方とも再生業者に売却しておりまして、本年度の価格は1,500円/tでございます。

次に、ごみステーション若しくはリサイクルプラザに直接持ち込んでいただいた不燃ごみにつきましては、種別ごとに破碎・選別・圧縮・減容のうえ資源化を図っております。どうしても資源化できないごみにつきましては、破碎・減容化のうえ、最終処分場に埋め立てております。

ステーション回収や集団回収していただきました古紙については、先ほどお示ししました通り、そのまま業者に引き渡しております。

次の民間事業者排出の動植物性残渣、具体的にはスーパーなどから出る「魚のあら」ですが、市外に食品リサイクル法に基づくリサイクル施設を持つ事業者があり、その事業者に回収許可を与えて、市外で処理しております。

最後のイヌやネコなどの動物死体や捕獲、駆除されたイノシシや鹿などの有害鳥獣につきましては、清掃工場で焼却処理できないことから、市外施設で処理いただいているというのが現状でございます。

次に、各中間処理施設についてご説明いたします。次回の審議会で現地視察いただく予定としておりますので、詳しいことはその際にご説明することといたしまして、本日は概要をご説明させていただきます。

まず、清掃事務所ですが、皆様ご存じのとおり、森の駒ヶ谷にありまして、日量80トンの処理能力がある第1工場と日量30トンの第2工場の2工場体制で運転しております。

第1工場は平成5年、第2工場は昭和58年の設置でありまして、両工場とも平成12年から14年にかけてダイオキシン対策の工事を行っております。従いまして、両工場とも改修から約15年経過しておりますので、今後、炉の改修などを行う計画をしております。

処理の流れとしましては、ごみピットに投入された可燃ごみをクレーンでつまみあげまして、焼却炉に投入いたします。

投入されたごみは、まず、乾燥火格子に自動的に送られます。この階段状の火格子の上で攪拌されていく中で、炉内の高温な空気や輻射熱などで徐々に乾燥させてまいります。特に、台所の生ごみについて、水切りをしてからの排出をお願いしておりますのは、この乾燥工程の負担軽減の意味もあります。

次に、燃焼工程に送られたごみは、火格子上でさらに攪拌されながら完全燃焼させて、残った灰については、冷却して薬剤処理後、ベルトコンベアで灰ピットに運びまして、トラックで最終処分場に搬出しております。この灰を主灰と呼んでおります。

常から市民・事業者の皆様には、異物の混入、例えばやかんのような不燃物が袋の中に混入しないようお願いをしておりますが、まだまだいろいろなものが入っております。当然これらのものは燃え残りまして、炉の故障につながりかねないもので、分別の徹底については、これからも啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

このほかに、焼却時に排煙、煤煙とも申しますが、それとともに排出されます非常に細かなダストは、飛灰と呼んでおりますが、冷却したものを集塵機で集め、脱塩素化し、薬剤処理したのちに、これもベルトコンベアで運んで、トラックで最終処分場に運んでおります。

次にリサイクルプラザでございます。

リサイクルプラザは、先ほども説明しましたように、不燃ごみを種別ごとに破碎・選別・圧縮・減容のうえ資源化を図るための施設でありまして、森大谷に平成10年3月に設置しております。処理能力は、1日5時間の稼働で、40トンの不燃ごみを処理することができます。

各処理工程は、まず、埋立ごみ、粗大ごみ、金属類につきましては、処理後、アルミと鉄の金属類は売却し、木質チップなどは、清掃工場に運んで焼却し、また、プラスチック類につきましては、減容化したのち最終処分場で埋立処理をしております。

飲料用の空き缶類につきましては、アルミと鉄に選別しまして、それぞれ圧縮したのち、再生事業者へ引き渡しております。

ペットボトルや食品トレイなどのプラスチック容器類につきましては、手選別ラインによりまして、ペットボトル、発泡スチロール、その他プラスチック容器に分別し、それぞれ圧縮減容した上で、再生事業者へ引き渡しています。

有害ごみは、それぞれの専門の処理業者に処理を委託しておりますし、食用ビンなどは、ストックヤードで保管後、再生事業者へ引き渡しています。

最終処分場での埋立量を少しでも削減すべく、リサイクルプラザでの分別、減容化を進めているところであります。

次に、一般廃棄物の最終処分を行う最終処分場についてご説明させていただきます。

本市の最終処分場は、大波上の田黒地区に平成22年3月開設してございまして、埋立面積は18,000㎡、埋立容量は約10万㎡、埋立期間は約15年の計画であります。

この最終処分場は、管理型の処分場でございますが、埋立方式は、セル&サンドイッチ方式と書いておりますが、ごみを埋め立てたのちその日のうちに、覆土と申しまして、厚さ15cmほどの土を被せていきます。これを繰り返して、サンドイッチのようにごみと覆土を重ね合わせていく方式であります。このことにより、処分場内でのごみの飛散や埋立地の安定化を図っております。

処分場からの浸出水については、全て、場内の水処理施設で処理したのち、有害物質を含まない綺麗な水にして施設の横を流れております朝来川に放流しております。

処分場の位置図のうち真ん中の部分が埋立地でございますが、現状としまして、平成27年度末現在、約55%埋立が進んでおりまして、残余年数が約5年程度となっております。従いまして、次期最終処分場の手立てが必要となっておりますので、現在、覆土用の土取り場として使用しております、埋立地の南側の市有地に次期処分場を建設すべく準備を進めているところであります。防災調整池や浸出水処理施設は、現在の施設を拡張することで対応する計画であります。

水処理の行程は、ご覧の通り埋立地からの浸出水は、一旦、調整槽で受けまして、沈殿槽に送り、薬物処理を行い有害物質を除去し、ろ過槽を通し、最後に消毒処理を行ったのち、朝来川に放流しております。1日の処理能力は80m<sup>3</sup>であります。

ごみ処理状況についての説明は以上でございます。

○山川会長 はい、ありがとうございました。

皆さんに日常的にさせていただいている分別のお話から処理施設の技術的なお話まで色々ご説明いただきました。

では、何でも結構ですので、特に専門用語が多かったかと思しますので、これはなんだろうと思われた事など、どんどん質問いただければと思います。どなたでも結構ですので、何か質問などございませんでしょうか。

○田中委員 言葉の意味なんですけれども、「飛灰」というのは何でしょうか。

○山川会長 はい、「飛灰」というのは「飛」ぶ「灰」と書くんですけれども、排気ガスと一緒に細かい灰が飛んでいくんですね。いわゆる「すす」みたいなものなので、簡単に飛んでいってしまう。洗濯物を汚したり、時には有害物質が入っていたりしますから、そうならないように落として集めて処分するんですけれども、その飛んでいく灰が「飛灰」というものです。

○田中委員      ありがとうございます。

○山川会長      今のように言葉の意味がわからないなどでも結構ですので、何か質問などありましたらよろしくお願いします。

それでは、私の方から1つ事務局に質問させていただきますけれども、清掃事務所の方もいらっしゃるということで、工場でごみを燃やしていて、灰の中でよくこんなものが出てきて困るとか、燃やされるものの中にこんなものが入っていて困るとか、そういったものがありましたらご紹介いただければと思うのですが、いかかでしょうか。

○本合所長      そうですね、先程説明させていただきました中で「不燃物が混入している」という話がございましたけれども、大体が空き缶、つまり缶類が多いです。それから困るものと、夏になりますとバーベキューの網ですとか、折りたたみの椅子ですね。今まで私の記憶にある限りで大きかったものでは、プリンターが入っていたことがありました。

それから、実際燃えるものではあるんですけども、清掃工場に搬入していただく木材については、太さは10cm以下でお願いしているんですが、そういった中で丸太を搬入される方がいらっしゃいます。丸太というのは意外に燃えにくいものですので、燃え残ってしまうと炉の火を止めて外に出すという作業が必要になります。

そういった不燃物のために炉の火を止めて作業することが年間7件ぐらいございます。そういった場合ですと、炉の火を止めて1日置いてからでないとか中で作業できませんので、その間は廃棄物が焼却できないということになります。それがかなり負担になっております。

○山川会長      はい、ありがとうございます。

分別をちゃんとやらないと色々と困ったことがあるということで、実際の状況を教えていただきましたが、逆に市民としては、「これどの分別で出せばいいんだ？」というように困ることですとか、他には「この出したごみはどこに行くんだ？」とか、「これほんとに資源化されてるの？」といった、疑問に思うことがあるのではないかなと思うんですが、そういったことを色々ここで率直に出していただければと思います。いかがでしょうか。何かございませんか。

○西山委員      先程の話に戻ってしまうのですが、よろしいですか。

○山川会長      もちろん、どうぞ。

- 西山委員 舞鶴市で出たごみというのは、基本的には清掃事務所へ行って、もしくはリサイクルプラザへ行って、再処理出来るものは再処理をして、あとのものについては、焼却されたあとの灰なども含めて最終処分場へ持って行っているということでしょうか。
- 平野室長 その通りです。先程ご説明しました資料にもありますとおり、ごみには色々な種別がございますので、繰り返しになりますけれども、可燃ごみは清掃工場で焼却処分を行い、灰につきましては最終処分場へ埋め立てますし、6種9分別いただきました不燃ごみにつきましては、リサイクルプラザで更に分別して、資源化できるものは事業者へ引き渡しますし、資源化できないものについては、破碎・減容したうえで最終処分場に運んで埋め立てしております。
- ただし、舞鶴市で処理できないものもございます。
- まず、有害ごみと言われるようなものですが、そういったものにつきましては専門の業者へお願いするなどして市外で処理していただいております。
- また、鹿や猪、ご家庭で飼っておられた犬や猫の遺体につきましては、清掃工場の規約もございまして、清掃工場では焼却しない取り決めになっておりますので、焼却処分できる施設が市外にありますのでそちらへお願いをして処理していただいております。処理した灰は舞鶴に持ち帰り、埋立しているという状況でございます。
- 西山委員 ありがとうございます。資源化されると市外へいくということですか。
- 山川会長 そうですね。資源化されるものや特殊なものは市外へいきますが、それ以外はすべて最終処分場へいくということになります。
- 他に、いかかでしょうか。
- 藤原委員 私共は学校ですので、事業所ごみとしてごみを出させていただいております。事業所ごみは、一般の家庭から出るごみと違う方法で収集されていると思っていたのですが、実際には家庭ごみと同じ収集車で収集されているような気がいたします。事業所ごみの場合は、ご説明いただきました家庭ごみの処理と同じサイクルを踏むのでしょうか。
- 平野室長 舞鶴市の場合、可燃ごみの収集につきましては、「許可」という方式を採っております。他市のように「委託」ということであれば、「家庭ごみは何日にこのルートでやってください」「事業所ごみは何日にこのルートでやってください」とするのが一般的です。

舞鶴市におきましては「許可」という方式を採っている関係で、許可業者が回収される分につきましては許可業者の裁量にお任せしております。家庭ごみと事業所ごみが混載することも認めておりますし、収集業者が効率よく回れるルートで収集していただいておりますので、家庭ごみも事業所ごみも、可燃ごみにつきましては同じ車両で運ばれることはございます。そのあとは家庭ごみの処理と同じでございます。

○山川会長 今のようなお答えでよろしいですか。その他のごみについてではなく、可燃ごみについてでよろしかったですか。

○藤原委員 そうですね、収集方法については、事業所ごみとして出しているにも関わらず、といった思いがあります。

ちなみに「混載してもよい」というのは全て可燃ごみとして、ということなのでしょう。私もどういったものが可燃ごみかわかっていない部分があるかと思うのですが。

○平野室長 いえ、家庭から出たごみと事業所から出たごみは一緒に運んでいただいて構いません、ということです。

○山川会長 要するに、家庭ごみを収集するために回っているごみ収集車と、事業所ごみを収集するために回っているごみ収集車は同じというケースがあって、同じごみ収集車の中にどちらのごみも入っていくということがある、ということです。で、それを認めているということですね。

ただ、出す時は一緒に出していいというわけではなくて、出す時は事業所分として出さなければいけないというのが基本だと思うのですが、よろしいですか。

○平野室長 はい、その通りです。

○山川会長 積む時は一緒にしてもいい、と。その後の処理が同じだから、ということですね。

それでは、他に何かございますか。

○尾上委員 専門家ではないので、素朴な疑問なのですが。

街中に出てくるごみのひとつに、その季節になると落ち葉や小枝などがあって、それらは集めると結構な量になりますよね。それから舞鶴のようなところだと、庭付きの家をお持ちの方々もいる。そういった方々は木々の剪定をされて、それもまた毎年かなりの量になるかと思えます。季節限定のごみかもしれませんが、そういったものがどういう風

に処理されているかというのが1つ。

もう1つは資源化の話です。私は学校に勤めておりますが、学校では大量にペットボトルが出てくるんですね。ペットボトルはプラスチックごみとして分別回収しているんですけども、少し前から、ペットボトルはリサイクルされて色々なものになるといわれていいますよね。ただ、あれだけ沢山出てきたものが実際のところどういった処理をされているのかというのがよくわかっておりませんので、そういったところを教えていただければと思います。

○山川会長      ありがとうございます。では、事務局からお答えをお願いします。

○平野室長      はい。まず、ご家庭から出される剪定枝の処分につきましては、週2回の可燃ごみの日に地域の集積所に出される際は、他の可燃ごみと混ぜて出してくださいというお願いをしております。何故かと申しますと、剪定枝だけで大量に集積所に出されますと、それだけで集積所が溢れてしまうことがありますので、収集に支障をきたす恐れがございます。ですから、剪定枝だけでいっぱいになった袋を出されたい場合は、清掃事務所に直接搬入していただきたいというお願いをしております。少量であれば通常のごみと混ぜて出させていただいて構いません。

それから、ペットボトルにつきましては、ご指摘のとおり10年ほど前から比べて、大量消費されるようになりました。舞鶴市でも大量のペットボトルがごみとして出されております。ペットボトルにつきましては、先程も申しましたとおりリサイクルプラザに持ち込まれて、100%回収をして資源化を行う業者に引き渡しておりますので、そこはご安心していただければと思います。

この収集の課題につきましては、後程ご説明させていただきます。

○山川会長      今のお話で少し事務局に確認なんですけれども、事業者から出されるペットボトルは市の施設の方に入るのか、別のルートでリサイクルされるのかどちらでしょうか。

○平野室長      事業所から出る不燃物については、市の施設で処理することができませんので、それぞれの事業所様がそれぞれで収集業者に収集を依頼していただいているのが現状でございます。

○山川会長      はい、ありがとうございます。

プラスチックについては、事業者から出されると産業廃棄物という扱いになります。市町村は産業廃棄物を扱わないことが基本になっている、という法律上のルールがありますので、その関係でペットボトルのリサ

イクルは産業廃棄物を取扱う業者で行われているだろうということか  
と思います。

基本的には、最近ペットボトルが溢れてリサイクルできないという状  
況にはなっていない、むしろ高く売れている状況かと思いますので、リ  
サイクルは問題なく行われているのではないのでしょうか。

○尾上委員 街中の街路樹の件はどうでしょうか。

○平野室長 街路樹というのは、一般の方の分でしょうか。それとも事業者の分で  
しょうか。

○尾上委員 事業者と言いますか、街路樹ですね。

○山川会長 道路脇の街路樹の剪定枝についてですね。

○平野室長 わかりました。そういった街路樹について、それぞれの道路管理者が  
街路樹の管理をする中で出た剪定枝につきましては、工事の過程で実施  
された場合のように、一般廃棄物ではなく産業廃棄物という扱いになれば、  
チップ化して産廃業者がリサイクルに回すこともございますし、焼  
却処分することもあるかと思います。

街路樹の剪定枝を市の施設である清掃事務所に運び込むことは、委託  
業者が剪定を行った際の剪定枝であるなら問題ございません。50 c m以  
下に切るなどの処理をしていただいたあと清掃事務所に持ち込まれれ  
ば、焼却処分しております。

○山川会長 ありがとうございます。他に何かございませんか。

○田中委員 このパンフレットにあります「一般廃棄物最終処分場」の正式名称は  
他にありますか。

○山川委員 最終処分場の正式名称があれば教えてください、ということですね。

○平野室長 お手元にお配りしておりますパンフレットの「舞鶴市一般廃棄物最終  
処分場」というのが、正式名称でございます。

○田中委員 これが正式名称なのですね。

○平野室長 はい、そうです。

○田中委員 私は、ここに書かれている「埋立」とか「廃棄物」とか「最終処分」といった言葉は暗いイメージがありまして。

他の都市にも住んでいたことがあるのですが、東京の湾岸辺りをドライブしていた際に「夢の島」という青い矢印を見かけたことがありまして、行先はディズニーランドなのですが、「夢の島」いいねという話をしたら、笑われてしまって。これは埋立最終処分場の事なんだよと言われて初めて知ったんです。

「廃棄物」とか「最終処分」とか言葉は暗いイメージがあるので、これは例ですけれども、こういったもっと明るいイメージの名前にしないと、なかなか気持ちが寄りがないんじゃないかな、と。どうしてもこの名称は暗いな、という印象をうけました。

○山川会長 なるほど。そうですね、ニックネームがついているところも恐らくあったのではないかと思いますし、是非今後検討いただけるといいなと思います。大変貴重なご意見ありがとうございます。

他に何かございますか。よろしいでしょうか。

また何かございましたら、あとからでも結構ですので仰ってください。時間の都合もございますので、とりあえず先に進めさせていただきます。

続きまして、議題6の「(2) 一般廃棄物(ごみ)排出量・処理量等の推移について」こちらの資料について、説明を事務局からお願いします。

○平野室長 はい。それでは次の議題であります、ごみ排出量・処理量等の推移について、ご説明をさせていただきます。

ごみ排出量につきましては、平成16年度は37,425.9tであったものが、平成27年度には、27,796.9tに減少しており、減少率は25.7%であります。

その下に、人口の推移も記載しております通り、平成16年度の93,425人から平成27年度には85,121人に、すなわち8,304人減少しておりますので、ごみ排出量の要因には、人口減も当然含まれていると考えますが、市民1人1日当たりの排出量をご覧いただければ、平成17年に実施しました「可燃ごみの有料化」がごみ減量に大きく作用したものとご理解いただけるものと思います。1人1日当たりのごみ排出量も、平成16年度と平成27年度の減少率は、18.7%でございます。

グラフをご覧ください。

折れ線グラフが一人一日当たりのごみ排出量の推移であり、下の棒グラフが、総排出量の推移であります。

ご覧いただけるとおり、平成17年の指定袋による「可燃ごみ処分手

数料」の導入、いわゆる可燃ごみの有料化により、市民・事業者の皆様にごみの減量意識が働き、ごみ排出量の削減に繋がったものと考えております。平成18年度からは、リバウンドすることなく、減量効果を維持しているところであります。しかし、1人当たりのごみ量は、横ばいと言えますが、平成22年度を底に、23年度以降、少しずつ増加傾向にあり、新たな検討が必要な時期に来ているものと考えております。

次にリサイクル率の推移ですが、ご覧のとおり、平成18年度をピークに減少を続けておりました、全国平均はもとより、京都府平均をも下回る事となっております。

この要因であります、資源化量の内訳をご覧いただきますと、平成18年をピークに古紙の回収量（黄色の部分）が減少していることをご確認いただけたと思います。平成18年度に古紙回収量が急増しましたのは、平成17年度に、可燃ごみの有料化に併せて、古紙のステーションでの分別回収を開始したことが要因と考えております。

その後、減少に歯止めがかからないのは、ペーパーレス社会が進行して、古紙そのものが減少しておりますことと、市内のスーパーや回収事業者により、市民にとってより利便性の高い排出機会が増えたことでもあるのではないかと考えております。今後その実態について、調査する方針を持っております。

ただし、こういったペーパーレスやスーパー等の古紙回収は、本市に限定された現象ではなく、全国的な事と考えますと、リサイクル率が全国、京都府ともに上昇傾向にある中で、舞鶴市の状況については、比較検討が必要と考えております。

次に、許可業者による収集量と、市民の皆さんが、清掃工場やリサイクルプラザへ直接搬入される量の推移についてご報告します。

グラフに示しておりますように、不燃ごみ、粗大ごみが、ともに収集量は減少、若しくは横ばいである中で、直接搬入量が増加傾向にあることがご理解いただけるものと思います。

原因は、ごみステーションでの収集回数の問題や、収集時間帯に生活スタイルが合わず、ステーションに排出しにくい市民の皆様が増えていること、また、自治会に加入しない方が増え、地域のごみステーションを利用できない市民が増えていることなどではないかと考えております。

不燃、粗大ごみの直接搬入が増加しておりますリサイクルプラザでは、年末年始やゴールデンウィークなどの時期には、施設から車列が伸びて、府道にまで車が溢れ、周辺の交通や場内の安全確保にまで影響が出ております。

清掃工場でも、直接搬入量は横ばいと言えますが、リサイクルプラザ同様に休日が続く時期には、市民、事業者の皆様の直接搬入が集中し、大変な混雑を来す状況であります。これらの状況についても、改善策を講じていかなければならないものと考えております。

次に、最終処分量の推移についてであります。焼却灰は、可燃ごみ有料化により焼却量が減少したことで、平成18年度に減少し、その後は横ばいの状況となっております。

次に、最終処分場の埋立量の推移についてであります。平成27年度末現在、55%に達しており、残余年数は、約5年と試算しておりますことから、現在、次期最終処分場を、現在の施設の南側市有地に建設すべく事務を進めているところであります。

このように、ごみ処理のために、収集、中間処理、最終処分と、それぞれの工程において、多額の経費が必要であり、そのごみ処理経費について示しております。

一番下の折れ線グラフは、1人当たり、及び1トン当たりのごみ処理費用の推移を示すものであります。平成26年度のそれぞれの処理費用は、人口や産業構造の類似都市と比較して、現状平均的なレベルとなっております。その資料は、ごみ処理基本計画の96ページに記載しているところでありますので、後ほどご確認いただければと思います。

ごみ排出量・処理量等の推移のご説明は以上でございます。

- 山川会長      ありがとうございます。
- 先程はごみの分け方であるとか、ごみ処理の流れについてでしたけれども、今後はその量についてご説明いただきました。
- またこちらにも疑問に思われたことやご意見など、何でも結構ですのでご発言いただければと思います。いかがでしょうか。
- 谷口委員      古紙回収のことなのですが、スーパーや店舗で回収されている量は、市がデータとして把握しているものはないのでしょうか。
- 平野室長      古紙回収量のデータについては、行政回収の分しかデータがございません。事業者が回収されたり、スーパー等から再生業者へ流れたりしている分につきまして、現状としましては関わる術がありませんので、市でデータ化することができませんが、先程申しましたように今後のリサイクル率のことも考えますと、現状を把握するべく検討していく必要があります。

あると考えております。

○山川会長　今のところは難しいですが、今後検討したいということですね。なかなか難しいところではあると思いますが、何とか考えていただければと思います。

他に、いかがでしょうか。

○西山委員　ごみの量というのは、平成 18 年にごみが有料化になってからそう増えていないというお話なのですが、最終処分場は平成 22 年に出来て 15 年使用可能な予定が、5 年で 55% になったというのは、ごみの量は変わっていないのに随分早く埋まってしまっている気がするのですが。

○山川会長　重要なことですね。事務局ご説明お願いいたします。

○平野室長　はい。ご指摘のとおりで、皆様不思議に思われることと思います。

実は、現在の舞鶴市一般廃棄物最終処分場、堅苦しい名前でございますけれども、現在大波にございますが、こちらの開設は先程もございましたように平成 22 年でありまして、当然その前にも最終処分場がございました。それが滝ヶ下の最終処分場で、そちらでも同様に埋立処理をしていましたが、そちらが満杯になる時期が平成 18 年から平成 19 年頃と見込んでおり、その時期に合わせて現在の処分場を建設すべく準備を行っておりました。

しかし、建設準備を行っている際に遺跡が発掘されて調査が必要になったというような色々な事情が重なりまして、残念ながら予定より 3 年程遅れて完成となりました。

その間、滝ヶ下の処分場に 2 万 m<sup>3</sup>程埋立ごみを仮置きしておりまして、現在の処分場が完成しましたのち、仮置きしていた分を一気に運び入れましたので、その 3 年分程が埋まった状態でスタートしたということがございます。そのため、予定の 15 年よりも早く埋まってしまっているということでもあります。

○山川会長　ありがとうございます。少し特殊事情があるということですね。私も初めてお聞きしました。

他に、いかがでしょうか。

○足立委員　ごみの収集方法についてですが、各拠点に出して収集していただく場合と直接搬入した場合を比較したグラフをつけていただいておりますが、実際のところ市の経費としては、拠点回収の方がかかるのか直接搬入の方がかかるのかどちらなのでしょう。

○平野室長 詳細な検討はしておりませんので、はっきり申し上げられない部分がございます。

ごみのステーション回収につきましては、運んだ量に応じて委託料を計算しているわけではございませんが、基本的には当然多くの量を運べば多くの委託料がかかってきますので、直接搬入した場合はその分安くなるのではないかというお考えなのかもしれません。

ただ、逆にリサイクルプラザも清掃事務所も直接搬入が増えますと、そのための対策が必要になってまいります。例えば、指導員を増やしたり工場の構造を変えたりといったことが必要になりますので、どちらにしましても両方経費がかかることには変わりありません。

詳細な検討をしておりませんので、はっきりこうとは申し上げられないのですが、一概に、直接搬入した方が市としては経費が安い、とは考えておりません。

○足立委員 わかりました。

排出するごみを一個人として減らすという根本のところ、例えばエコバッグを使うといったように、できることって限られていると思うのですが、市民としては、なるべく安い形でごみが処分されていくのが望ましいと思います。

その辺りについて、自分で持っていくのを増やした方がいいのか、より集積所に集まりやすい形にしていく方がいいのか、少しデータとしてあった方がよいのではと感じました。

○山川会長 ありがとうございます。是非コストの件についてはご検討いただければと思います。

ただ、環境負荷という面からみますと、個々でゴミを持っていくということになれば、それだけ環境負荷が増えるということもありますし、社会全体でコストがどうなのか、という観点も必要かと思っておりますので、それも含めて検討いただけると良いのではという風に思います。

他に、いかがでしょうか。

○谷口委員 ごみの中身としては、何が一番多いのでしょうか。可燃ごみとして集めている中では、生ごみなのか古紙なのか、そういったことはわかるのでしょうか。

○山川会長 可燃ごみの内訳についてですね。事務局お願いします。  
組成分析もされていると思いますので、データもあるかと思えます。

○平野室長 お手元の「ごみ分別ルールブック」の23ページに、1人が1日に出すごみ量というところで、約884gの内訳を載せております。ご覧いただいでわかりますように、紙類が36.6%と一番多く排出されております。紙類については、古紙の分別回収も行っておりますが、まだまだ分別をせずに燃えるごみとして可燃ごみの袋に入れて出しておられる家庭が多くございます。

我々としましては、新聞や段ボールなどは多くのご家庭で分別して出していると思いますが、いわゆる雑紙類につきましても分別して出していることによつて、ごみ量を減らしていきたいと考えております。

また、生ごみについても、20.6%となっておりますが、こちら先程申しましたように、なるべく水切りをして重量を減らしてお出しただいで、清掃事務所で焼却しやすいような出し方についてもお願いをしているところでございます。

○山川会長 ありがとうございます。少し今の内容で確認なんですけれども、この数字は乾燥させたあとの重量ではなく、乾燥させていない状態での重量でよろしいですね。

○平野室長 はい、湿ベースです。

○山川会長 ありがとうございます。それからこの紙類の数字は、古紙として回収している分も含めた排出量ということでしょうか。つまり、自治体で把握している古紙回収量は含めていて、集団回収についても把握している分は含めているということでしょうか。

○平野室長 この内訳につきましては、資源ごみとして出されたものは除いておりますので、あくまでも可燃ごみ・不燃ごみとして出されたものです。

○山川会長 資源ごみは除いている、ということですか。

少し細かいことで申し訳ないのですが、1人1日あたりのごみ排出量の推移というグラフがあったかと思うのですが、この折れ線グラフの884gと同じです。このことかと思うのですが、この量というのは、可燃ごみだけの量なのか、資源ごみや不燃ごみなど全て含んだうえでの量なのか、そこを確認させてもらえればと思います。

○平野室長 確認いたしますので、少しお待ちください。

○山川会長 ありがとうございます、細かいことで申し訳ないです。

資料1 ページ目の「ごみ排出量の推移」というのを見てみますと、平成26年度の値で1人1日あたりの排出量は、可燃ごみの値で764gとなっていますから、可燃ごみだけの量ではなくて不燃ごみ、粗大ごみ等含めた量にはなっていると思うのですが、古紙の集団回収は含めていないということでしょうか。

○平野室長 お待たせいたしました、仰るとおり、古紙は入っておりません。

○山川会長 不燃系の資源化されるごみは入っているけれども、古紙は入っていないということですね。ありがとうございます、失礼しました。この辺りは分類上ややこしいところで、集団回収等が入るか入らないかでかなり話が変わってまいりますので、少し確認しておきたかったものですので。

そうしますと、この紙類の約36%というのは、可燃ごみの袋に入っている量で、ここが分別されて資源化できれば減らしていける量ということですね、わかりました。

ということですので、紙の分別というのは結構影響が大きいということですね。

○足立委員 今回の内容についての質問で、とても単純なことなんですけれども、何故、どの時点で、ごみの内訳がわかるのでしょうか。教えてください。

○平野室長 はい。実は、清掃事務所に持ち込まれましたごみにつきまして、年6回組成分析というものを行っております。そこで先程の分類がでてくるということでございます。

○足立委員 ありがとうございます。

自分の家で考えた際に、妻が中身を見られたくないので新聞紙でごみを包んでいるのですが、それもこういう結果に繋がっているのかなと思いついて。何故内訳がわかるのかなと単純に思ったもので。

こういうことをなくしていけば、ごみが減るということですね。

○山川会長 そうですね、その新聞紙もごみになっているということですから。

通常この調査の時には、ごみを燃やす前にためておくごみのプールがあるんですが、そのぐちゃぐちゃの状態からピックアップして、この場合ですと10種類ぐらいに分けているということです。

どうしてこういうことをするかというと、ごみを燃やす時にきれいに燃やすためですね。運び込まれたごみがどのくらい熱量をもっているかということを知らないと、うまく燃えないからです。そういうことを知るための調査として、基本的にはどこのごみ焼却場でも組成分析が行わ

れているということです。

ありがとうございました。他に、何かございますか。

○木谷委員 すみません、素朴な質問で申し訳ないのですが。

粗大ごみの搬入については自己搬入の率が高いですけれども、戸別収集をされているところですね、車で回っておられるのを実際のところ見たことがないんです。

どれくらいの頻度でされているものなのでしょうか。電話をすると決められた曜日にお近くの道路まで出してくださいというお話もあるのですが、実際どれくらいの頻度で回られているのでしょうか。それからどんなものが戸別収集では出されているのか、教えていただければと思います。

○橋本所長 はい。粗大ごみの戸別収集につきましては、現在は月2回、第2・第4木曜日に収集をしております。収集しております品目につきましては、基本的に50cmを超えるものを粗大ごみという分類にしておりますので、そういったものを収集しております。戸別収集では、特に家具類が多く入ってきております。

○山川会長 なるほど、家具類が多いということですね。木谷委員、よろしいですか。もう少し詳しく聞きたいということがあれば仰っていただければ。

○木谷委員 月2回収集があるにしましては、あまりお見かけしないなと思ひまして。

○橋本所長 そうですね、以前はもう少し頻度が高かったのですが。

粗大ごみは平成10年にリサイクルプラザができた時から戸別収集を行っているのですが、平成12年から有料に、つまり運搬費をご負担いただいております。そういった中で、運搬にかかる費用がもったいないということで、直接搬入されている方が多いのではないかと考えております。

○山川会長 月2回ですとなかなか見かけないかもしれませんね。ありがとうございます。

それではそろそろ、次の議題に進ませていただきます。またあとで、何かございましたら発言していただけたらと思いますので、申し訳ありませんが進めさせてください。

それでは、次の議題に入りたいと思います。

議題の3つ目になりますけれども、「(3) 一般廃棄物(ごみ)処理基

本計画について（概要）」ということで、事務局の方からご説明をお願いします。

○平野室長 はい。それでは、舞鶴市廃棄物処理基本計画の概要についてご説明いたします。

本計画の趣旨であります。舞鶴市では、ごみ減量等推進審議会での議論や答申を踏まえて、平成17年3月に一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定し、同年10月に指定袋制による可燃ごみ有料化を実施するなどして、ごみの減量化・資源化等を推進してきております。

一方で、分別収集したプラスチック容器類、具体的には、ペットボトルや食品トレイなどですが、そのうち、重量比で6割程度しか資源化できていない現状がございます。また、容器包装リサイクル法で資源化の対象となっておりますプラスチック製の包装類、いわゆるお菓子袋のようなものですが、そういったものは焼却処理している等の課題を抱えております。

大波上の最終処分場については、平成27年度末時点で埋立率が50%を超えており、新たな施設整備の検討が必要となっております。

国においては、ごみ処理をめぐる法体系の整備が進んでいます。

このような状況のなかで、廃棄物行政を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえまして、ごみの減量化と資源化を進めていくために計画の見直しを行ったものであります。

基本理念としましては、本市の総合計画並びに第2期環境基本計画の理念を踏まえまして、「次世代につなぐ環境都市「舞鶴」の創造」としました。

基本方針は、第1に、「2Rを意識したごみを出さない生活スタイルの推進」であります。出したごみをどうするかではなく、ごみを出さない工夫が大切でありますので、環境負荷の少ない2R（リデュース、リユース）を優先して取り組む生活スタイルを、市民・事業者・市が一体となって推進することとしております。

基本方針の第2は、「循環型資源のさらなるリサイクル」であります。ごみの分別を徹底・細分化するとともに、資源化ルートを確保することによりまして、循環資源のさらなるリサイクルに努力してまいりたいと考えております。

基本理念の第3は、「廃棄物の適正処理の徹底」です。資源として活用できないものについては、ごみとして安全かつ適正に処分できるよう、安定したごみ収集の体制確保と、中間処理施設並びに最終処分施設の維持管理及び必要な施設整備を着実に推し進めることとしております。

計画期間は、本年度からの10年間の計画としております。

数値目標につきましては、基本方針に基づく施策展開を行うことにより、それぞれの数値目標を達成したいと考えております。

具体的な数値目標はこの資料に書いているとおりでございますが、①のごみの総排出量、②一人一日当たりの総排出量、③資源化率、いわゆるリサイクル率、④最終処分量について、それぞれ削減する目標を立てております。

目標を達成するための具体的な取り組み項目としまして、基本方針の1につきましては、

(1) ごみを出さない生活スタイルと事業活動の推進 であります。

具体的には、

① 市民によるリデュース（発生抑制）、リユース（再利用）の促進  
例えば、マイボトル、マイバッグの持参、詰め替え商品の購入、生ごみ堆肥化の促進などです。

② 事業系一般廃棄物のリデュース（発生抑制・排出抑制）、リユース（再利用）の促進、つまりは事業者の責任の明確化、多量排出事業者の責務の啓発、拡大生産者責任の推進を図るといったことで、実現していきたいと考えております。

(2) ごみを発生させない「地域ネットワーク」づくりとしましては、

① リユース（再利用）活動の促進であり、リサイクルプラザでの啓発活動や、フリーマーケットの充実・拡大、リユース食器の利用促進などを進めることとしております。

② 小売店等の協力により、簡易包装やレジ袋削減取り組みの推進、リペアサービスの拡充などを進めます。

(3) ごみ処理経費のあり方を検討したいと考えております。

これは、平成17年に指定袋制による可燃ごみの有料化を実施してから10年を経過していることから、その取り組み内容や事業効果を検証するとともに、必要に応じて、中間処理施設への直接搬入時や不燃ごみへの導入等、ごみ処理経費のあり方について検討するものです。

(4) としまして、舞鶴市廃棄物減量等推進審議会の開催により、各施策について皆様の様々なお意見をいただき、より実効性のある施策となるようブラッシュアップしてまいります。

次に、基本方針の2につきましては、

(1) リサイクル推進のための取り組みとして、

①紙ごみの分別徹底 ②事業系紙ごみの搬入抑制 ③ペットボトルの分別の実施 ④プラスチック製包装類の分別 ⑤排出機会の確保 ⑥集団回収への支援 などを検討してまいります。

(2) 中間処理施設の能力向上を図ります。

- (3) 新たなリサイクル手法の検討 として、  
①焼却灰のリサイクル ②その他のリサイクル(繊維類や剪定枝など) についても検討するものです。

基本方針の3につきましては、

- (1) 適正排出のための体制の見直しとして、  
①不燃ごみの収集頻度の見直し ②可燃ごみの調査等の実施 ③高齢化への対応 などです。  
(2) 環境美化の推進につきましては、  
①ボランティア清掃など、環境美化活動への支援 ②不法投棄防止のための対策 を行います。  
(3) 処理施設の適正な管理・運営  
①清掃工場の整備 ②リサイクルプラザの管理運営 ③最終処分場の整備 を進めます。

このうち、重点施策としては、基本方針の1で、一つに、審議会を開催して、市民、事業者、有識者の皆様にご議論いただくこと。二つに、ごみ処理経費のあり方検討、具体的には、可燃ごみや不燃ごみの処分手数料について検討して行きたいと考えております。

基本方針2の重点施策としましては、ペットボトルやプラスチック製容器包装類の分別であり、現在の6種9分別を見直し、資源化率の向上を図ってまいりたいと考えております。

基本方針3の重点施策としましては、中間処理施設や最終処分場の整備やごみ収集頻度の見直しを掲げておまして、ハード、ソフトの整備により廃棄物の適正処理を確保して行きたいと考えております。

表の矢印は、検討期間、実施時期のイメージでございます。これらの施策について、順次、審議会に諮問させていただき、ご議論していただいたのち答申をいただいた上で、具体化していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○山川会長 はい、ありがとうございました。

ここもちょっと、専門用語があったかと思えますけれども、わからないことも含めて、ご意見やご質問をお願いいたします。いかがでしょうか。

○品田副会長 わからない言葉があったのですが。基本方針1の(2)の②の中で「リペアサービスの拡充」というのがあったんですけども、「リペアサービス」というのはどういったことでしょうか、教えてください。

○平野室長 はい。例えば、家具が壊れた際に修理して使えるようにするとか、自転車や車を修理して使えるようにするといった、修復するというサービスを提供する事業者を増やしていきたいと考えております。

○品田副会長 ありがとうございます。ちなみに、「リペア」というのはどのようなスペルになりますか。

○山川会長 「repair」ですね。「修理する」という意味です。

○品田副会長 なるほど、ありがとうございます。

○山川会長 他に、いかがでしょうか。今回、ここに挙がっていたようなことをこれから具体化するために、皆様にご意見をいただこうということですが、

わからない言葉ですとか、ここの考え方がわからないですとか、何でも結構ですので是非ご意見などいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○藤原委員 基本計画1ページの計画策定主旨の2で「分別収集したプラスチック容器のうち、重量比で6割程度しか資源化できていない」とありますが、6割というのは他市と比べて多いのか少ないのか、どうして6割なのか、教えてください。

○橋本所長 はい。ご存じのとおり、不燃ごみ6種9分別の中で「プラスチック容器類」をたくさん収集いたしておりますが、その中には、色々なものが混じっております。

例えば、先程不適正排出という話もありましたが、「プラスチック」だけでも「容器」ではないものが、間違えてたくさん入っております。

また、「種選別」という話もありましたが、手選別していることが影響しまして、資源化できるもの全てを取りきれていない部分がございます。それを含まれますと、だいたい総排出量に対して6割程度しか取れていない、という現状がございます。

そういった意味で、その率を少しでも上げるために、色んなことをしていこうと考えているところでございます。

○藤原委員 全国的に見るものではなく舞鶴市の取り組みとしてあげていくことかもしれませんが、全国的に見て多いとか少ないとか、そういうのはわかるのでしょうか。

- 橋本所長 実際と比較したことはございませんが、少し低いかもしれません。  
分別が始まった当初、6種9分別は京都府内でも少なく先進的だったのですが、今は処理の仕方も変わってきておりますので、他市の方が回収率は高い可能性がございます。  
ただ、現状では比較をする土台がありませんので、恐らく本市は少し低いであろう、というお答えになります。
- 山川会長 他市の場合、異物の割合が4割もないのが普通ですね。ですので全般的にみると低めの数字になっていると、私は思っております。
- 藤原委員 わかりました、ありがとうございます。
- 山川会長 他はいかかでしょうか。恐らく今の件も今後検討課題になってくると思いますが、そういった気になる点などをご指摘いただければと思います。
- 足立委員 先程の「リペアサービス」の件で、少し難しいなと思うところがありまして。例えば、先程の自転車の修理についても、今は新しいものを買ってもとても安いじゃないですか。それから、私自身の話ですが、この間炊飯器が壊れてお店に相談したら、「直すより買った方が安いですよ」と言われまして、今はそんな時代なのかなと。直すのを促進するのはいいと思うのですが、事業者からすると利益が出なければやらない、やれないと思うんです。  
そういった中でこう、ビジョンのようなものがあればお聞きしたいと思うのですが。
- 平野室長 はい、足立委員のご指摘の通りだと思います。できるだけごみになるものを買わない、今あるものを長く使っていただく、修理してでも長く使っていただきたいというのが、ごみ減量のためのビジョンであります。  
では実際どうしていけばよいのか、という具体策を挙げるまでにはいたっていないというのが現状でございます。このごみ処理基本計画におきましては、それも含めてパーツの一つとして考えていけたらとしております。
- 山川会長 今のお話、なかなか難しいポイントだとは思いますが、例えば、そういったリペアサービスをしていただける事業者については、自治体としても広報活動することによってお客に来てもらう、といったインセンティブを付けることによって、何らかの合わせ技などを含めて検

討できないかなとは思いますが。ただ、こうしたらいい、という明確なものが現状あるわけではないかなと。

○足立委員 なるほど、ありがとうございます。

○山川会長 他、何かございますか。よろしいですか。  
それでは、これまでの他のところを含めて、何かありましたらお願いします。聞き忘れたことですか、時間の都合で聞けなかったこととかございましたら、ご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○田中委員 小学校の高学年や中学校の教科書でごみの分類や種別については一定示されていますので、もしかすると若い世代というのは我々よりも分別用語を知っている可能性がありますね。例えば、ポリプロピレンとかポリエチレンテレフタレートとかポリ塩化ビニルとか、全部教科書に載っているんですよ。  
とすると、子供を通して啓蒙活動や啓発ができれば、大人も頑張らなきゃいけないと思うようになる、そういう動機づけができるかもしれないな、と色々お聞きして思いました。

○山川会長 はい、ありがとうございます。子供から働きかけて、家庭に持ち帰ってもらって、一緒にやってもらうというのはよくあるアプローチで、一定効果があるということも検証されておりますので、是非舞鶴市でもそういうことも考えていただけるといいかなと思います。  
そうしましたら、時間もそろそろなんですけれども、せっかくですので、まだご発言いただいていない方もございますし、一言ずつ皆様からご意見をいただけたら、今挙げたことに限らず全体を通して思われたことなどありましたら、仰っていただけたらと思いますが、そういった時間をいただいてもよろしいでしょうか。

○平野室長 はい。

○山川会長 それでは、50音順で恐縮ですけれども、足立委員の方から順に一言ずついただければと思います。よろしくお願いします。

○足立委員 はい。今後審議会がどういう進み方をしていくのかまだよくわかっていないので、どこの段階でどういうことを言えばいいのかわからないのですが。  
先程の「リペアサービス」の話で、事業者として思ったのが、例えば

そういった事業者が集まりやすいような、リサイクルショップはあつちにあつてリペアサービスは別のところにあつてというのではなく、どこか1ヶ所に集約していただくことで、利便性が出て事業者としてもメリットがあるのでは、といった意見を出せるような機会があれば、と思います。

今後もそういったことを考えていきたいと思ひますし、まずは色々勉強したいと思ひていますので、よろしくお願ひします。

○山川会長 はい、ありがとうございます。続いて内海委員、お願ひします。

○内海委員 すみません、質問になるかと思ひのですが。

以前は、生ごみ処理の方法として一般家庭に置かれていました「コンポスト」という容器の購入に対する補助があつたと思ひのですが、あれはあまり効果がなかつたということなのではないでしょうか。最近はあまり聞かなくなつたのですが。

○平野室長 はい、お答えします。生ごみ処理の「コンポスト」については、現在も補助制度がございまして、電気式生ごみ処理機購入費の補助制度もございまして。

確かにおっしゃられる通り、一時期に比べますと申請数は減つてきているのですが、一定行き渡つているのかなと考へております。補助を受けた製品が壊れた時に、また少し増えるのではと思ひておりますが、現状としましては、生ごみ処理機については当然効果のあるものだと考へておりますし、補助制度もこれからも続けていきたいと思ひております。

○内海委員 はい、わかりました。

○山川会長 ありがとうございます。続いて尾上委員お願ひします。

○尾上委員 はい。今日お聞きしました概要について、私は環境市民会議というところにも属しているんですけども、そこでも同じような話題が出てきております。

ごみを減らすというのは非常に難しいことで、かつては減量について勢いがあつたけれども、今少し横ばいであるというのが現状だと教えていただいて、私自身もわかつてきております。それを更にもう一段階減らす方向に向かう、ということについて言うと、何か大きなアクションなり、何かこれまでと目先が変わるようなスイッチを入れたいといけなような気がしています。ただただ今までやってきたことをもうちょっと推進しましょう、推奨しましょうという話だけでほんとにいけるのか

な、というのが今日全体を聞いた印象でございます。

このように停滞して何年か経っている中でもう一度ごみを減らす、という作業をするにあたって、インパクトと言いますか、何かを超えるものをここで作っていくべきなのか、それとも今までやってきているものをもうちょっと頑張りましょうというかけ声をしていく方針なのか、どういう風に考えていけばいいのかなと思いつつ、今日話を聞いておりました。

その中で、話を最初に聞かせていただいた際にも思ったのですが、私はやはり数字を出されると気になるな、と。計画で色々目標値が挙がっていますけれども、ごみの総排出量を平成26年～平成37年に9.3%下げましょう、とありますよね。この下げ率って、つまり約1割ということですから、結構大きな目標だと思っていますので、こういった下げ幅にするのであれば、先程申しましたような、何かインパクトのあるやり方が必要になるのではないかと考えております。

今後の審議会の中で、事務局やこの会議の中から、そういった案が出てくるのを楽しみにしていますと、期待を込めて申し上げます。ありがとうございます。

○山川会長 はい、ありがとうございます。その辺りを是非、委員の皆様からも過激なご意見をいただいて、事務局を困らせるくらいの勢いでご意見いただくと、事務局もやると言わざるを得なくなると思っていますので、よろしく願いいたします。

では、木谷委員お願いします。

○木谷委員 はい。最初にも「福祉の分野の声を届けたい」ということでご挨拶させていただきましたけれども、今高齢者からの相談をたくさん受けておりまして、その中で、ごみを出せないという理由で介護保険のサービスを利用されているという現状があるのは確かです。

例えば、朝にしか出せない、前日からは出せないというルールがありますので、朝起きられないとか階段をおりられないとかいう方にとって、じゃあごみは誰が出すのかというと、結局介護保険のサービスを利用せざるをえないという悪循環が起こっています。

不燃物も月1回しか収集がありませんし、重たいものを持って出しに行くということが出来るかというところと当然できないものですから、直接搬入ですとかヘルパーやボランティアの方に手助けをしてもらっているうちに、今日資料で拝見したような、細分化するなどのお話が挙がってまいりますと、こちらの立場としては、どうしようというのが正直な気持ちです。

更にまたハードルを上げてくれるんだな、というところがあって、そ

ういったところを改善していただけるような話もできたらと思っていますし、委員として参加させていただいたことをきっかけに、弱者に対しても良い方法があれば教えていただきたいのがありますし、皆様とそういうことも改善していければと思っています。

弱者の立場からも是非考えてみてください。よろしくお願いします。

○山川委員 はい、ありがとうございます。まさにそういうところも含めて、どういう仕組みにしていけばいいのか、ご意見を皆様からいただきながらいいものができればと思っていますので、よろしくお願いします。

では、田中委員をお願いします。

○田中委員 はい。まず会議の初めに温かいお茶が出された時に、何て丁寧な対応なのだろうと感動したんですけれども、これがいわゆるリデュースの考え方で、通常こういう会議だとペットボトルでポンと出されて自分でどうぞやってくださいねという感じですので、なるほどこれか、と。ちょっと温かい思いがして、ありがたくいただきました。

私はこれまで「廃棄物」というものについて、あまりというか全く意識がなかったので、ごみの減量を自分の減量に置きかえてみて、どうすれば減量できるのかというのをずっと考えていたんです。例えば、好きな人ができてその人のために痩せなきゃと思ったりとか、もしくは大嫌いな人に「貴方太ったね」と言われたりとか、具体的に何かがないと減量って普通は難しいんですよ。じゃあ自分はどうなのかって考えると、ライバルがないとなかなか取り組めないんです。

今までの例え話ですけど、京都府とか全国とか比較しなくても、この際思い切って北近畿でライバル自治体とかをつくると、モチベーションが上がるんじゃないかと。「環境都市舞鶴」というくらいなら、北近畿の中で数字がいいって見せつけるというのも一つの方法かなと思います。

○山川会長 マイボトルもしっかり出していただいていますね。ありがとうございます。では、谷口委員をお願いします。

○谷口委員 はい。私は普段、子育て支援のひろばや高齢者向けの介護予防事業といった事業系の活動の中で地域の方々と関わっておりまして。他の審議会の委員とか子ども支援の委員になっているよ、という話をしても、「へえ、がんばって」くらいの感じなんですけれども、ごみに関する審議会の委員になるんだという話を、子育てのひろばや高齢者の集まる場で言うと、とても反応が良いんです。「そのことならこういうこと言いたいんだけど」というようなことを凄く言われまして、なんて具体的に反応

ただで、なんて反響があるんだと驚きました。

それくらい、ごみのことって日常から切っても切り離せないんだなということを改めて実感して、巻き込みやすいんだと、市民に関心をもってもらいやすいんだと感じました。

でもその一方で、難しいんだなと感じたこともありまして。

私は子育て支援の中で、日常の乳幼児の居場所事業をしています。転居者の多い舞鶴なので、施設を巡りながら、ここに子供と遊びに来たらいいんだとか、ここで友達出来るかもとか、地域づくりの一環もある事業です。舞鶴市の公共施設でやっていますし、例えば舞鶴市は紙おむつ専用ごみ袋の交付申請を市役所窓口などの行政機関でされていますけれども、私たちの活動の場でもそういった交付申請の取次窓口をさせてもらえたらと考えて、市長に手紙を書いて提案したことがあったんですね。

お答えとしては、できません、と。ただ、その時のお返事が、ごみ袋をお渡しするというやり取り以外に、実はごみの事って物凄く厳しい法律の縛りがあって、紙を受け取ってはいってお渡ししているだけのことであっても、市長の仕事を代行していることなので、それができる権限のある者しかできないんですよ、という内容だったんですね。

それを知って、ああそうなんだと。とても身近な問題であるごみだけれども、突き詰めていくと、法律の縛りとか用語とか専門的になっていって、日常からとてもかけ離れたものになっていくんだなという、両方をすごく感じています。

今回こういう形で委員に就任させていただいて、こういう風に座らせていただいているからには、私も勉強しながら、でも専門家にはなれないと思うので、切り口としては地域の方々に通訳ができるようになってきたらと、勉強しながら地域の方々との橋渡しをして、地域の方々にもちょっとした話ができるようになっていきたいと考えて望んでいるところです。どうぞよろしく願いいたします。

○山川会長      ありがとうございます。

せつかく色んなところから声をいただかれているということですから、こういった場でどんどん言っていただいて、市民の声を実際にのせるということをお願いできればと思います。先程の紙おむつの袋のことも含めて、是非またお話していただければと思います。

それから確かに、廃棄物に関する法律は難しく複雑怪奇なものになっていまして、専門家の中でもよくわからないと言われるくらいのもので、その辺りは面倒なこともあるんですけど、できることもあるんじゃないかと思いますので、是非どんどんとご提案いただければと思います。ありがとうございます。

では、西山委員お願いいたします。

○西山委員 はい。私は転勤をされる方とお付き合いを色々させていただいているんですけども、不燃ごみについて、やはり転勤が多い方にとっては大変だと。なので、できるだけごみを出さないようにしていますという話を聞きます。

それから、私自身の事なんですけれども、ごみを出さないために、物を買わないようにしようと。そして、良い物を長く使おうと心掛けています。

ただ、断舎利とか終活とか、今持っているものを捨てましょうというところにも来ていまして。何かを片付けると、たくさんのごみが出てきます。その際は、リサイクルプラザにも清掃事務所にも直接持っていかせていただいているんですけども、これからそういった方が増えてくるのではと。高齢化がどんどん進みますので、今の身の回りをさっぱりさせましょうという人が増えてくるのではと。

ただ、それで物を買わないでいると、商工会議所の立場としては、困ったことになるんですけどもね。

でもそういった生活になっていくのではないかと考えると、今すぐ新たにごみを出すということではないけれども、これまでの溜まった分を出すという方が徐々に増えてくるのではないかと感じています。それを考えると、月1回重い物をたくさん持って集積所に行くというのはなかなか大変ですし、週2回の収集に出してしまおうという人も出てくるのではと思います。以上です。

○山川委員 ありがとうございます。高齢化の中でストックされたものの処分というのはまさに課題で、日本全体としても課題だと思いますので、是非これからご意見いただければと思います。

では次、藤原委員お願いします。

○藤原委員 はい。私自身は舞鶴市民ではございませんので、市民の立場からもういう状況でごみを出されているかがわからないまま来ているんですけども、今日少し勉強させていただいて、舞鶴市のごみのことについてわかったような気がします。

今後この審議会がどういった形で進んでいくのか、私もわからないところがあるんですけども、他の自治体などで先進的な取組をされているところもたくさんあると思いますので、そういう事例を拝見しながら舞鶴市として方針が出されればいいのかと思います。

それからYMCAは、介護、高齢者のことは仰っていただいたのですが、介護福祉士の人材育成のほかに、観光関係の仕事をしようという学

科がありまして、舞鶴市は観光にも非常に力を入れられておりますので、市民の方が一人ひとりごみを削減されても、観光客がたくさんごみを置いていかれるということでは元も子もありませんので、そういう視点からも考えていければと思っています。

○山川会長      ありがとうございます。観光のことも重要ですね。  
それでは、森委員お願いします。

○森委員      はい。私は主婦ですので、このお話を頂戴してごみの問題っていうのを家庭の中で考えたのですが、子供が大きくなってくる中でだんだんごみの量が増えているというのが現状です。これからどうしていこう、どう減らしていこうと考えている時にこのお話を頂戴しまして、これから勉強しながら、色々なことを教えていただきながら、どうやったら自分のごみ削減に繋がるかなと考えていきたいと思っています。

○山川会長      はい、ありがとうございました。是非日々の生活の観点から色々ご意見いただければと思います。  
それでは、品田委員に一言お世話になります。

○品田副会長    はい。生活環境課の方には本当に日頃お世話になっておりまして。  
私の住んでいるところが自然豊かなところでして、そうすると近所で犬が死んでいたとか鹿が死んでいたとか、色んなことがあるわけです。他にもカラスなどの鳥が死んでいたとか、そういう困った時にこまめに生活環境課の方が回収してくださって、処分をいただいているので、地域の方が大変ありがたく思っていると言っておられます。

そういった紹介をさせていただいたうえでなんですけれども、近年人の住んでいるところにもたくさんの動物がやってきます。私はいま城南会館というところに勤めているんですけれども、その近くの高野小学校に続く通路に鹿が現れたり、裏手の方に熊が現れたり、少し奥へ行くと猪が出てくるというようなことがあって、電気柵が設けてあるところがたくさんあります。

そういった中で猪なんかが見つかったら、殺傷して地域の方で穴に埋めているということもあるんですけれども、ある方が「もったいないな、これも食べたら美味しいのに」と仰っていました。この方に限らず、そういう声は時々聞きます。舞鶴ではないですが、大江町の方ではクレーンで猪を吊り下げて解体して食べていたりですとか、鹿を解体して村で配って冷蔵庫に保存していて「あげようか」なんて言われたりですとかそういったことがありました。

野生の鳥獣をもう少し利用するといいますか、人間の生活のために活

用していたことが今までの日本の中でたくさんあったかと思うのですが、そういう文化が失われてきているのもあるのかなと思います。

日本は仏教が伝わってきた国ですので、鳥や獣を食べないと一定教わった部分もあると思うのですが、江戸時代には薬食いということで食べていたこともありますし、廃棄するだけでなくそういった活用や、観光に結びつけるといった方法もあるかなと思っています。地域の方ももったいないなと思っておられますので、そういったことも色々教えていただけたらありがたいと思っています。以上でございます。

○山川会長 そのことは非常に大きな問題になっているかと思っています。そういったこともあわせて、是非ご検討いただければと思います。

それでは、今後の日程の説明等お世話になりたいと思いますので、事務局に進行をお返ししたいと思います。よろしく願いいたします。

○田中主幹 はい。委員の皆様には大変長時間議論いただき、ありがとうございます。ありがとうございました。

それではここで、今後の日程について、事務局よりご説明させていただきます。皆様、資料8をお手元にお出しいただけますでしょうか。

資料8に記載しておりますとおり、今年度末に市から審議会に諮問させていただきます、来年度に諮問の中身について審議していただく予定です。答申につきましては、来年度秋頃を目途にいただければと考えております。

それから、次回の審議会につきましては、不燃ごみの収集現場及び施設の見学をお世話になりたいと考えております。不燃ごみの収集時間帯が午前中になりますので、午前中に開催したいと考えております。所要時間は3時間程度を予定しております。また改めて日程調整をさせていただきますので、その際にはよろしく願いいたします。

それでは、閉会にあたりまして、飯尾市民文化環境部長がご挨拶を申し上げます。

○飯尾部長 失礼いたします。

委員の皆様におかれましては、非常に熱心なご審議をいただきましてありがとうございます。第1回目にも関わらず、多数の貴重なご意見をいただきまして、身の引き締まる思いであります。

先ほど事務局から説明がありましたが、委員の皆様には、今回を含めて3回程度、本市のごみの現状把握や現地の視察等お世話になりまして、年度末あたりに市からのごみの減量化についての諮問をさせていただきます予定にしております。

委員の皆様には、大変ご多忙の中とは存じますが、今後ともお力添え

を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

○田中主幹　それでは、以上をもちまして、第1回目の審議会を終了させていただきます。

本日はお忙しいところ、本当にありがとうございました。

午後3時35分　閉会